

山梨県高等学校審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県における高等学校に係る教育制度等の改善に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 中高一貫教育の必要性・方向性について
- 2 公立高等学校入学者選抜制度の検証について

諮 問 の 理 由

近年、教育を取り巻く環境の変化は著しく、児童生徒及び保護者の教育に対するニーズの多様化も進んでいます。特に、中等教育においては、生徒の学力や体力の低下、意識の変容、不登校等の課題に加え、進路希望等が多様化してきています。

こうした中で、県教育委員会では、第10次入学者選抜制度審議会の答申に基づき、平成19年度入学者選抜から全県一学区制及び自己推薦による前期募集を導入し、入学者選抜制度の改善を行うとともに、平成21年10月には、「県立高等学校整備基本構想」を策定し、生徒減少期における『魅力と活力ある高校づくり』の指針を示し、これを基に高校改革を推進して参りました。

『中高一貫教育』に関しては、「県立高等学校整備基本構想」において、『本県の目指す中高一貫教育の方向性を明確にし、設置の必要性を基本から洗い直した上で、設置場所、設置時期、設置形態等について早期に検討を進める』としたことから、平成22年6月に「中高一貫教育庁内検討委員会」を設置し、課題等を整理してきたところです。

また、新たな入学者選抜制度については、平成23年度入試の実施で導入から5年が経過し、制度が浸透し定着してきているものの、導入後の成果や課題、前期募集の在り方等について検証する必要性が生じており、高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、課題の整理を進めて参りました。

これらの課題は、中学校と高等学校の接続に関わるもので、現行制度を大幅に変更する可能性があることから、貴審議会に意見を求める必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県高等学校審議会を開催し、本県の高等学校の教育制度等の改善を図るためご審議いただきたく、諮問するものです。

なお、諮問事項のうち、「中高一貫教育の必要性・方向性について」は、平成23年度内に中間答申をいただけますようお願いいたします。